

令和3年10月13日 久留米市企業局物品発注表

※「計測・分析機器」の名簿登載者を主な資格とした入札です。詳細は「参加条件」参照のこと

入札番号	入札2-1 【郵便入札案件】
品名	シアン分析装置
規格	仕様書のとおり（仕様書は契約課ホームページに掲載）
数量	一式
履行場所	指定場所（仕様書に記載）
納期	指定日（仕様書に記載）
予定価格	非公開
最低制限価格	無
説明日時及び参集場所	無
質問書受付期間及び受付場所	<p>(1) 質疑の受付方法 指定様式『質問書』をファックスにて受け付け（様式は市ホームページからダウンロードしてください）</p> <p>(2) 質疑の受付期間 令和3年10月13日（水）から令和3年10月20日（水）午後5時15分まで</p> <p>(3) 質疑のファックス送信先 FAX 0942-30-9713 久留米市役所 総務部契約課</p> <p>(4) 質疑の回答について 質問者にファックスで回答。ただし、質問内容によっては、本市ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。</p>
開札日時及び場所	令和3年11月2日（火）14時00分 久留米市庁舎13階
入札保証金	久留米市契約事務規則第7条第3号の規定に基づき免除
契約保証金	必要（契約締結時に契約金額の10%以上を付すこと）
契約条項を示す場所	総務部契約課（久留米市庁舎13階）
支払条件	前払金（無） 部分払（無）
議会の議決	不要
参加条件	この競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。 (1) 久留米市物品供給業者有資格者名簿に、「計測・分析機器」で登録があること。
仕様書等の交付	仕様書等は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。
入札書等の記載方法	<p>入札の方法等については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>(1) 入札の方法は、総価入札とし、入札書記載金額は、仕様書に記載している一切の経費を含んだ総額であること。</p> <p>(2) 入札書の金額は算用数字を用い、金額の前に必ず「¥」を記入し、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書に記載すること。ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。</p> <p>(3) 入札書は指定する様式（様式第1号）を必ず使用し、代表者の住所及び氏名を記入し、登録印を押印すること。</p>

郵便入札の方法	<p>(1) 入札参加を希望する場合は、入札書（様式第1号）を長形3号サイズの封筒に封入すること。</p> <p>(2) (1)の封筒を一般書留又は簡易書留にて、締切日時までに指定場所へ郵送すること。  <b>締切日時：令和3年10月29日（金）（必着）</b>  <b>指定場所：〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所総務部契約課</b></p> <p>(3) (1)の封筒には、表面に入札番号、品名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。</p>
入札の辞退	入札書郵送後に辞退をする場合は、開札前までに久留米市総務部契約課に「入札辞退届」を提出すること。（様式は市のホームページからダウンロードしてください）
入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 <p>(1) 入札参加資格のない者が入札したとき。</p> <p>(2) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。</p> <p>(3) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が半読できないとき。</p> <p>(4) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。</p> <p>(5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。</p> <p>(6) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。</p> <p>(7) 法令又は入札に関する条件に違反したとき</p>
入札書の引換えの禁止	入札者は、その提出した入札書の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書の引換えを認める。
1者入札の取扱い	入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。
落札者の決定	開札を行った結果は、次に掲げるとおり決定する。 <p>(1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、その者が複数となった場合には、くじにより落札者を決定する。</p> <p>(2) 予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札者がいない場合は、再度の郵便入札を行うことができるものとする。ただし、再度の入札で落札しない場合は入札不調とする。</p>
入札結果等の公表	この入札の結果は、落札者の決定後に久留米市役所契約課において閲覧に供し、本市公式ホームページに掲載することとする。
契約書の作成及び締結	落札者は、交付された契約書案を熟読のうえ必要事項を記載、記名押印し、落札者決定の日の翌日から6日以内に、これを提出しなければならない。
開札の立会い	<p>(1) 開札の立ち会いをしようとする者は、開札時間までに開札場所に参集すること。</p> <p>(2) 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせる。</p>
その他	<p>(1) 入札参加者は、関係法令、この公告及び仕様書等に十分留意のうえ、入札すること。</p> <p>(2) 入札した者は、入札後、この公告及び仕様書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。</p> <p>(3) その他必要事項は、地方自治法、久留米市契約事務規則及びその他関係法令の規定するところによる。</p>

## 【物品購入等に係る条件付き一般競争入札関係書類】

### ◆入札2-1 シアン分析装置

#### 1. 入札書(様式第1号)

(注)

1. 「入札辞退届」「質問書」は市ホームページからダウンロードしてください。  
【久留米市トップページ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > 入札・見積情報(物品) > 競争入札(見積り)等の様式一覧(物品)】
2. 申込者が使用する印鑑は、入札・契約に係る提出書類すべてに同じものを使用してください。(契約課登録印を使用のこと。)

<p>【連絡先】 久留米市役所総務部契約課 (市役所13階) 物品チーム TEL 0942-30-9172 FAX 0942-30-9713</p>
--

入札2-1

# 入札書

久留米市企業管理者 様

入札金額に消費税及び地方消費税は含まれておりません。

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

品名	規格	数量	金額
シアン分析装置	仕様書のとおり	一式	

履行期間	令和3年12月24日まで	納入場所	指定場所
------	--------------	------	------

久留米市契約事務規則及び仕様書その他関係書類を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和3年11月2日

所在地

商号(名称)

代表者職氏名

印

- 注) 1. インク又はボールペンで書いてください。  
2. 金額の数字はアラビア数字(1、2、3等)を用い、その頭部に¥を記入してください。  
3. 訂正箇所には訂正印がないときは無効です。  
4. 金額の訂正はできませんので、必要な場合は再作成してください。

# 発注仕様書

伺書No. 347

装置等の名称	シアン分析装置
指定機種 メーカー／型式	メーカー：島津製作所 型式：Nexera
納入場所	福岡県久留米市山本町豊田 614 久留米市企業局 浄水管理センター2階 水質試験室 (別紙「シアン分析装置の設置場所」を参照)
納入期限	令和3年12月24日 (納品日については、久留米市企業局浄水管理センターと協議すること)

## 1. 基本的事項

仕様書の目的	本仕様書は、シアン分析装置（以下、装置という）の構成・仕様等の範囲を明示した発注仕様を定めるものである。
契約範囲	本仕様書に基づく契約の範囲には、次の事項及び装置に係る全ての事項を含むものとする。
仕様書の解釈	(1) 本仕様書は、基本事項のみを記載したものであり、記載の無い事項にあっても、装置の構造上具備しなければならない事項及び社会通念上必要とされる事項については、受注者において充足する。 (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、受注者はその都度速やかに久留米市企業局と協議して決定することとする。
注意事項	(1) 受注者は、装置の設置場所、設置方法については久留米市企業局と協議すること。設置について不明な点は、事前に設置予定現場を確認すること。 (2) 受注者は、久留米市企業局と協議の上、設置計画書を事前に提出すること。 (3) 受注者は、装置の搬入・据付・調整・撤去等に伴い発生した傷害（久留米市企業局保有物の損傷・建物の破損等）については、直ちに久留米市企業局に報告し、協議の上速やかに復旧することとする。 (4) 受注者は、装置の搬入・据付・調整・撤去等に当たっては安全管理に万全を期すこと。なお、発生した事故等については、久留米市企業局はその責任を負わない。
据付	(1) 事前に設置場所の確認を行い、据付にあたり必要なものは久留米市企業局と協議すること。 (2) 機種及び設置場所に応じた搬入・据付を実施すること。 (3) 電源、ガス、排水等が他の装置に影響しないよう配慮すること。
保証及び保守	(1) 保証期間 <u>検収の日から1年間</u> (2) 保証内容 この期間内に通常の使用状態で発生した故障・破損・変質・性能低下・その他の欠陥事故については、受注者の責任において無償ですみやかに取替えもしくは復旧修理を行うこと。なお、このとき発見された不具合等の修繕に要する部品で、通常の使用状態で劣化する部品については久留米市企業局の負担とする。 (3) 保守体制 受注者は、傷害発生時における連絡体制を明確化し、故障修理等が迅速に行えるよう保守体制を確保すること。

## 2. シアン分析装置の仕様・構成等

使用目的	水道水の水質基準項目である水中のシアン、及び塩化シアンを測定する装置。		
本体	<品 名>	<型 式 等>	<数 量>
	シアン分析装置	Nexera	1 式
内訳	<品 名>	<型 式 等>	<数 量>
	システムコントローラー	CBM-40	1 台
	リザーバトレイ		1 台
	送液ポンプ	LC-40D	3 台
	自動洗浄キット	LC-40	1 台
	脱気ユニット	DGU-405	1 台
	脱気チャンバー		1 台
	オートサンプラー	SIL-40C	1 台
	4mL バイアルプレート ASSY		2 式
	バイアル 4mL PP	100 個入	1 式
	カラムオープン	CTO-40C	1 台
	カラムクランプ ASSY		1 式
	UV-VIS 検出器	SPD-40V	1 台
	コンベンショナルセル 40		1 個
	化学反応槽	CRB-40	1 台
	シアン分析配管部品キット	水質分析用	1 式
	カップリング 1.6C PEEK		1 式
	フィッティングセット		2 式
	ツギテ Y 466		2 式
	光ケーブル 1.0m		6 式
	電源コード 長さ 2.5m		8 式
	工具キット		1 式
	HPLC カラム	Shim-Pack Amino-Na	1 本
	HPLC カラム	Shim-Pack IC-CN (G)	1 本
	LabSolutionsLC ハードウェア		1 式
	シアン分析用試薬		1 式

仕様・構成及び 具備すべき性能	<p>① 送液ポンプ及び配管等について、有機溶媒を使用するラインは耐油性であること。</p> <p>② セル温調機能を有した UV 検出器であること。</p> <p>③ カラムオープンの温調方式は冷却機能も有していること。</p> <p>④ ソフトウェアで分析作業を完全自動化できること。表記は日本語であること。</p> <p>⑤ 日本製であること。保守点検、修理の即時対応ができること。長期にわたって安定した部品供給を行えること。メーカー・代理店がこれらのサービスを日常的に行えること。</p>
性能確認試験 報告書	<p>以下の性能確認試験を実施し、報告書を提出すること。</p> <p>(1) 分析条件の確立 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（厚生労働省告示第 261 号、以下、告示法という）に基づくシアンの分析条件を確立すること。</p> <p>(2) 分析精度 上記の分析条件において、検量線の直線性及び定量下限の濃度における再現性確認試験を実施し、以下の要件を満足することを確認した報告書を提出すること。なお、標準試料については、浄水管理センターで調製するものとする。</p> <p>①久留米市の標準作業手順書に定める検量線（*1）の直線性が相関係数 0.99 以上であり、定量下限の濃度における 5 回繰り返し測定の誤差率及び変動係数が 10%以下であること。 （*1：検量線の濃度範囲は、告示法の濃度範囲内であり、ゼロを含まない 4 点以上とする。）</p> <p>②検量線の最大濃度測定後のブランク値が、定量下限の濃度未満であること。</p> <p>③試料 10 本連続分析後の精度確認試料の誤差率が 10%以下であること。</p>
既存装置の撤去 及び処分	<p>久留米市企業局浄水管理センターに現在設置中のシアン分析装置（重量約 100kg）については、久留米市企業局と協議の上、速やかに無償撤去を行い、関係法令に基づき適正に処分すること。</p>
取扱説明等	<p>(1) 受注者は、久留米市企業局職員が本装置の操作並びに日常の保守点検を行うために必要十分な知識及び技術を習得できるよう説明及び教育訓練を実施すること。その実施に係る費用は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 前項の教育訓練の実施方法や内容等の詳細については、久留米市企業局との協議により決めるものとする。その際、操作手順書及びメンテナンス手順書を提示して説明すること。</p>
提出書類	<p>(1) 設置前に、監督職員と詳細に協議を行い、以下の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 設置計画書</li> </ul> <p>(2) 設置後に、監督職員立会いのもと、以下の書類に基づき検品・検収を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 納品書</li> <li><input type="checkbox"/> 品質保証書</li> <li><input type="checkbox"/> 性能確認試験報告書</li> <li><input type="checkbox"/> 操作作業手順書（久留米市企業局の操作作業手順書に準じる）</li> </ul> <p>※手順書については、受注者に現在使用の手順書の写しをお渡しします。</p>